

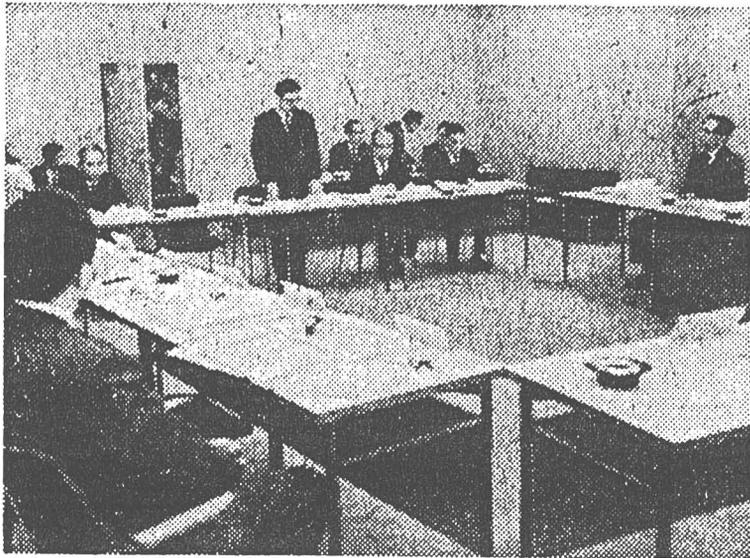
水俣病患者71人を認定

県公害被害者 審が初会合

医療費、手当など支給

会長に 徳臣氏 来月から新法適用

公害被害者救済法に基づく県公害被害者認定審査会(知事の諮問機関)が発足、その初会合が二十六日午後三時から県庁で開かれ、新制度下での水俣病患者として七十一人(鹿児島県患者四人を含む)を認定した。



公害被害者認定審の初会合

同審査会は、これまでの水俣病患者審査会を新法に基づいて改組したもので、委員数も従来と同数の十人。ただ賣田丈夫船大教授ら四人が退き、立津正順同教授(精神神経科)神原武同助教授(第一病棟)荒木淑郎九大医学部助教授(神経内科)朝野貞光水俣・芦北医師会副会長(内科・小児科)が新たなメンバーとして加わっている。

この日の審査会では、河端副知事のおいさつ、委員紹介のあと、会長に徳臣晴比古船大医学部教授(第一内科)、副会長に武内忠男同教授(第二病棟)を互選した。ついで患者診定に移ったが、水俣病患者審査会がこれまでに認定している百十六人のうち死亡者を

除く七十一人は、新制度下でも患者に変わることはないとして、異議なく承認、その旨を同日、寺本龍本、金丸鹿児島商興知事に答申した。

この結果、患者七十一人は一月

一日からスタートする公害被害者救済法の適用を受け、医療費のほか最高月額四千円の医療手当で、毎月月額九千円の介護手当が支給される。

なお同審査会は、水俣病患者審査会に申請されていた疑似水俣病患者二十九人についての診定も引き継ぐことになっており、そのため審査会を二月中旬ごろ開く予定。